

宇治市芸術文化協会

〒611-0023 京都府宇治市折居台1丁目1番地 宇治市文化センター内

宇治市芸術文化協会 – 京都府宇治市の芸術文化協会の新ホームページです (ujigeibunkyou.com)



宇治写真協会

中井 正寛

1968年4月宇治市内で、写真クラブ活動を行っている7団体が「宇治写真集団」を結成し、宇治市の文化芸術、観光事業等に参画しています。

また、市民写真展も1984年に第一回を開催し、現在に至っております。これも偏に宇治市をはじめ多くの写真愛好家の方々の賜物と感謝しております。

宇治市芸術文化協会に加盟を機に、平成22年（2010年）4月「宇治写真集団」の名称を「宇治写真協会」に変更いたしました。

これからも、一層の組織強化を計り、写真技術の向上と文化芸術の発展に努めてまいります。

宇治写真協会の活動
(youtube.com)

会員紹介ユーチューブ



京都山吹写真クラブ活動内容

撮影会実施

原則年4回、春夏秋冬に撮影会に行きます。
日帰りで撮影に行ったりします。

展示会実施

京都山吹写真クラブ主催で年1回開催。
宇治市民写真展参加
宇治写真協会写真展参加

新年会

県神社で宮司さんによるお祓いを受けたのち、新年会です。

***非常に残念ながら、忘年会は今のところございません。**

京都山吹写真クラブの歴史

1995年に宇治市の写真愛好家がカメラ屋さんに集まり発足。
今に至る。
今年でクラブ発足24年になります。

入会ご希望の方

現在新入会の会員様を大絶賛募集中です。
ご年齢や性別やご経験等は不問です。

現在40代～80代の会員さんがいらっしゃいます。

当クラブは写真愛好家が集まる**クラブ**で、いわゆる**写真教室**ではございませんので宜しくお願い致します。

京都山吹写真クラブ – 京都宇治の写真クラブ
(kyotoyamabuki.com)



1 例会

例会は原則として、毎月第3金曜日の午後8時から開催する

2 開催場所

県神社を借用し、その使用料を支払う

3 新入会者の対応

入会希望者があったときは、例会に出席の上、入会の意思が表明された場合、会の承認を得て会員となる

新会員の会費の徴収は、5 会費の中途入会者の扱いによる

4 退会並びに休会

退会並びに休会を希望するときは、会長若しくは例会の席で申し出るものとする

休会は、3ヵ月以上例会並びに各種行事に出席が困難となった場合による

休会期間が1か年を経過した場合は、退会とする

但し、再入会はできるものとする

5 会費

本会を運営する費用として会費を徴収する

会計の取り扱いは、1年を年度単位とし、4月例会で前年度の会計報告をする

会費は年度会費とし、6,000円とする

会費納入は2回に分納することができ、1月・7月の例会開催日に、6ヵ月分を前納徴収する

中途入会者については、入会が承認された翌月分から月割りにして納入する

納入した会費は、特別な事情がない限り返還しない

休会者の休会中の会費は、前納分を除き免除する

6 撮影会

年4回（原則、春・夏・秋・冬）実施する

実施時には、傷害・物損保険に加入を原則とする

非会員または休会中の会員が参加する場合は、別途1,000円を納入するものとする

会員による車提供があった場合は、提供者に次の通り使用料を支払う

乗車人数1人当たり

日帰り : 1,000円

夕刻～翌日 : 1,500円

2日間 : 2,000円

7 作品発表会

年1回実施する

8 会員の慶弔

会員が在籍中（休会を含む）に逝去されたときは、供花を贈ることができる

9 休会者が各種行事へ参加する場合は、以下の金額を負担するものとする

① 撮影会 : 別途 1,000円

② 作品発表会 : 会場借用費の一部を別途負担

③ 新年会 : 別途 実費

10 実施日

この申し合わせ事項は、平成27年5月15日 一部改正

この申し合わせ事項は、平成30年12月21日一部改正した